特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
41	地方税等の還付に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天草市は、地方税等の還付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

熊本県　天草市長

公表日

令和8年9月29日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税等の還付に関する事務
②事務の概要	地方税法及び国民健康保険法、介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、並びに地方税法に基づく条例に従い、市税等に還付金が発生した場合の還付金支払事務を行う。 ①税額の変更や過誤納により、還付金が発生した納税者に過誤納金還付通知書を送付する。 ②提出された口座振替依頼書に記載された口座情報又は公金受取口座情報を照会し、還付金口座の登録を行う。 ③還付金口座へ入金処理を行う。
③システムの名称	1. Acrocity総合収納管理　2. 中間サーバー　3. 団体統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名
①マイナンバー給付金口座照会（フラットファイル）　②06_口座リスト（エクセルファイル）

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　別表（第九条関係）二十四の項、四十四の項、八十五の項、百の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第十九条第八号に基づく主務省令第二条の表四十八の項、六十九の項、百十七の項、百三十二の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第九条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部　納税課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課　〒863-8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL：0969-23-1111　mail:hontyo-soumu@city.amakusa.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部納税課　〒863-8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL：0969-24-8808　mail:nouzei@city.amakusa.lg.jp

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年7月31日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年7月31日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない（入手） [○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバーは収集しないこととし、公金受取口座の利用希望の意思表示のみ納税者等から回答を得る。 ・公金受取口座の利用希望のあった納税者等のみ照会を行い、情報提供ネットワークシステムを通じた照会を行う際は、住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 ・照会を行った納税者は、照会内容を確認できるようエクセルファイルに内容を入力し紙媒体は簿冊に綴り、常時監査を受けられるよう鍵付きキャビネットに保管している。	

9. 監査	
実施の有無	[　　] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	Ⅳリスク対策の8.人手を介在させる作業の判断の根拠に加え、外部研修(地方税共同機構主催の情報セキュリティ研修)及び内部研修(情報政策課の情報セキュリティ研修)を受講し、情報漏洩リスクや対策について課内研修を毎年実施し、目的外の入手に係るリスクについて啓発を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	Ⅰ関連情報　2.特定個人情報ファイル名	収納情報ファイル	①マイナンバー給付金口座照会（フラットファイル）、②06_口座リスト（エクセルファイル）	事前	ファイル名について詳細に記載
令和6年11月28日	Ⅰ関連情報　3.個人番号の利用　法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　別表第一（第９条関係）16の項、30の項、59の項、68の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　別表（第九条関係）二十四の項、四十四の項、八十五の項、百の項	事前	条文改正に伴う変更
令和6年11月28日	Ⅰ関連情報　4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　別表第二（第19条、第21条関係）27の項、42の項、82の項、94の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第９条	・番号法第十九条第八号に基づく主務省令第二条の表四十八の項、六十九の項、百十七の項、百三十二の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律　第九条	事前	条文改正に伴う変更
令和6年11月28日	Ⅰ関連情報　9.規則第9条第2項の適用			事前	様式変更による項目追加
令和6年11月28日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年10月31日 時点	事前	
令和6年11月28日	Ⅱしきい値判断項目　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年10月31日 時点	事前	
令和6年11月28日	Ⅳリスク対策　6.情報提供ネットワークシステムとの接続　いつ時点の計数か	[　]接続しない（提供）	[〇]接続しない（提供）	事前	提供する情報を保有していないため、接続しないこととした
令和6年11月28日	Ⅳリスク対策　8.人手を介在させる作業　人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事前	様式変更による項目追加
令和6年11月28日	Ⅳリスク対策　8.人手を介在させる作業　判断の根拠		・マイナンバーは収集しないこととし、公金受取口座の利用希望の意思表示のみ納税者等から回答を得る。 ・公金受取口座の利用希望のあった納税者等のみ照会を行い、情報提供ネットワークシステムを通じた照会を行う際は、住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 ・照会を行った納税者は、照会内容を確認できるようエクセルファイルに内容を入力し紙媒体は簿冊に綴り、常時監査を受けられるよう鍵付きキャビネットに保管している。	事前	様式変更による項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月28日	Ⅳリスク対策　9.監査	8.監査	9.監査	事前	様式変更による項番変更
令和6年11月28日	Ⅳリスク対策　10.従業員に対する教育・啓発	9.従業員に対する教育・啓発	10.従業員に対する教育・啓発	事前	様式変更による項番変更
令和6年11月28日	Ⅳリスク対策　11.最も優先度が高いと考えられる対策　最も優先度が高いとされる対策		6）情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策	事前	様式変更による項目追加
令和6年11月28日	Ⅳリスク対策　11.最も優先度が高いと考えられる対策　当該対策は十分か【再掲】		十分である	事前	様式変更による項目追加
令和6年11月28日	Ⅳリスク対策　11.最も優先度が高いと考えられる対策　判断の根拠		Ⅳリスク対策の8.人手を介在させる作業の判断の根拠に加え、外部研修（地方税共同機構主催の情報セキュリティ研修）及び内部研修（情報政策課の情報セキュリティ研修）を受講し、情報漏洩リスクや対策について課内研修を毎年実施し、目的外の入手に係るリスクについて啓発を行っている。	事前	様式変更による項目追加
令和7年8月12日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和6年10月31日　時点	令和7年4月1日　時点	事前	
令和7年8月12日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和6年10月31日　時点	令和7年4月1日　時点	事前	
令和8年8月17日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和7年4月1日　時点	令和8年7月31日　時点	事後	
令和8年8月17日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和7年4月1日　時点	令和8年7月31日　時点	事後	